

(環境確保条例第118条の2)

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 4)

整理番号	108-21001	調製年月日・契機	令和3年7月5日		・	第116条第1項第1号	
所在地	江東区新木場四丁目 1 2 番 1 2		(地番)	江東区新木場四丁目 3 番 1 7 号		(住居表示)	
訂正年月日・契機		令和4年10月21日・第116条の3第1項、令和6年1月26日・第116条の3第3項					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)		神東塗料株式会社東京営業所(令和3年11月30日廃止)		面積	4,695.07 m ² (汚染地)	4,695.07 m ² (調査)	
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項			土壌汚染対策法に基づいた調査(法との重複案件)				
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容			一部掘削、埋め戻し				
当該土地に第122条第 1 項第 2 号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)			一部汚染地は、水面埋立材由来に該当				
当該土地が第54条第 3 項第 1 号に該当する場合は、その旨							
当該土地が第55条第 3 項に該当する場合は、その旨			第55条第3項に該当する地域				
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質 変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨			形質変更時要届出区域(指－1235号)				
備考							
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和3年3月19日	鉛及びその化合物、砒素及びその 化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		三菱マテリアルテクノ株式会社	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			

(環境確保条例第118条の2)

土壤污染情報公開台帳

(案件No. 4)

[illegible]